

社会福祉法人歩夢福社会

役員報酬規程

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人歩夢福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条に基づき役員の報酬について規定するものである。

(範囲)

第2条 この規程では、次の事項について定める。

(1) 役員報酬

(2) 役員旅費

(会計処理の基準)

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、3,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席したときは、その出席1日につき、3,000円を支給する。

(役員報酬の支払)

第5条 役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第6条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から実施する。

この規程を、一部変更し平成16年5月7日より施行する。

この規程を、一部変更し平成29年6月19日より施行する。

評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人歩夢社会福祉会（以下「本会」という。）の定款第8条（評議員の報酬）の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、別表1により報酬として日額3000円を支給する。

する。

2 交通費の実費が前項の報酬を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を、役員（理事・監事）の区分枠の費用を支払うことができる。この場合、前項の報酬は行わない。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃の手続き)

第5条 この規程の改定については、評議員会の決議をもって行うこととする。

別表1 報酬の額

日額 3,000円

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。